

1. はじめに

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。そこで瀬谷区を中心に位置し、業務、商業、公共施設、福祉、医療施設が集積している三ツ境駅周辺地区を対象とした「横浜市三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を平成19年3月に策定しました。

瀬谷区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

平成18年12月20日に交通バリアフリー法に替わりバリアフリー新法が施行されましたが、本基本構想は、新法施行前の交通バリアフリー法に基づき作成されたものです。

2. 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

その1つの柱である「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される地区ごとの部会で検討を重ねて、「交通バリアフリー基本構想」が策定されました。

この基本構想に沿って策定した「道路特定事業計画」に基づき、平成22年までに事業を実施していきます。

